

# 地域活性化総合特別区域計画

作成主体の名称：岡山県

## 1 地域活性化総合特別区域の名称

ハイパー&グリーンイノベーション水島コンビナート総合特区

## 2 地域活性化総合特別区域計画の実施が地域活性化総合特別区域に及ぼす経済的社会的効果

### ① 総合特区の目指す目標

県民が豊かな暮らしを続けていくためには、県内の産業が成長を維持し、雇用の場が確保されることが必須である。とりわけ、水島コンビナートは、県の製造品出荷額等(※1)の半分を占めるなど、本県産業の中核をなしており、コンビナートの持続的発展が本県の活力維持と雇用の確保に不可欠となっている。

このため、①高度な企業間連携による高効率・省資源型コンビナートの構築、②水島港のポテンシャルを最大限発揮させる物流機能の強化、③今後のコンビナートの持続的発展に繋がる成長産業の国内重要製造拠点（マザー工場）化を進めることにより、アジア有数の競争力を持った国内コンビナートの模範となる「モデルコンビナート」を実現し、企業の海外流出による我が国の産業空洞化を防ぐとともに、本県の持続的な成長と県内での良質な雇用の確保を図ることを目標とする。

※1 2019年製造品出荷額等：岡山県 77,041億円、水島工業地帯 35,494億円

### [解説]

- 本県の産業構造は、製造業の割合が高い(※2)ことが特徴であり、中でも県内の製造品出荷額の半分を占める水島コンビナートは、地区内218社に2.4万人(※3)が従事しており、県内には水島立地企業と直接取引のある自動車製造関連産業だけでも32社7千人が従事するなど、水島コンビナートを中心に裾野の広い産業構造を形成している。
- 本計画に掲げている事業を実施することにより、新規立地企業や既立地企業による、生産設備の新設・更新が促進され次のような地域への経済波及効果が見込まれる。
  - ・実施する事業により実現できるコスト削減は、既立地企業の生産性向上につながる事業展開や環境・エネルギー分野など成長が見込まれる分野への新規投資の機会を拡大する。
  - ・環境・エネルギーなど成長分野への新規投資による生産設備の新設・更新の工事の際に、一時的な雇用と投資財需要が発生する。
  - ・設備の完成後は、企業の生産活動により、新たな雇用と原材料調達・製品出荷に係る取引が生まれる。
  - ・特区区域周辺では、新規雇用による住宅需要の増加や消費の拡大をもたらされ、企業活動に応じて交通機関や宿泊施設の需要が拡大する。

・地元自治体では、法人事業税や法人県民税(市民税)が増加する。

- 水島港は、総貨物取扱量が全国 9 位、鉄鉱石輸入量全国 2 位(順位はいずれも令和元年)と全国有数の貨物取扱規模を有し、平成 13 年に輸入促進地域(F A Z)に指定、平成 15 年に特定重要港湾(現国際拠点港湾)に指定、平成 23 年には国際バルク戦略港湾に選定されたほか、国際コンテナターミナルの整備や航路拡幅、耐震の新岸壁整備、新高梁川橋梁の整備、バルク専用埠頭の供用開始などの各種整備が進められており、国の重要物流拠点として水島コンビナートの発展を物流面から支えているところである。
- 石油、化学、鉄鋼、自動車、電力の各産業が集積する水島コンビナートは、リチウムイオン 2 次電池や太陽電池の材料、液晶ディスプレイ用フィルム、高張力鋼板等の軽量高強度材料、洋上風力発電設備用の大鋼板素材、電気自動車など、成長分野における世界的な課題の解決に寄与する高機能・高付加価値製品の西日本における最大の供給拠点として、日本経済牽引の一翼を担い、ひいてはエネルギー・食料の多くを輸入に依存する国民生活を支える重要な役割を果たしている。
- 産業分野では、グローバル規模で市場獲得競争が繰り広げられており、企業がグローバルな視点で立地する地域や国を選ぶ時代になっている。水島コンビナートがグローバル競争を行い得る場としての地位を失うことは、地域の雇用が維持できなくなることを意味する。したがって、水島コンビナートがこれからも本県活力の源泉として強さを保ち続けるために、ビジネスインフラを他国のコンビナートと比べて遜色のない水準に整備することが最低限必要である。そして、その整備された製造拠点としての機能を県内の産学官の連携により一層高め、グローバル競争を行う場として水島コンビナートの魅力を高めていくことで、今後も県内に良質な雇用の確保ができるものと考えている。
- 東日本大震災による東日本地域の工場被災に際し、石油製品をはじめ様々な製品の減産をカバーするために水島が大きな役割を果たしたことは、我が国の製造業のリスク分散を図る上でも、自然災害が少ない水島の重要性が再認識されたところである。
- 水島コンビナートでは、平成 19 年 11 月に「水島コンビナート国際競争力強化ビジョン」(以下「ビジョン」)を策定し、アジア有数の競争力を持つコンビナートを目指し、企業間連携の高度化などの競争力強化に地域で取り組んできているところであるが、ビジョンに掲げた取組のさらなる推進には、国による規制の特例措置や財政支援、税制優遇などのバックアップが不可欠となっており、総合特区制度を活用することで、水島コンビナートの競争力強化を飛躍的に前進させることが可能である。

※2 県内総生産に占める製造業の割合：岡山県 30.0%、全国平均 20.7%

(平成 30 年度県民経済計算 平成 30 年暦年国民経済計算)

※3 従業者数：岡山県 151,056 人、水島コンビナート 23,943 人(2020 年工業統計調査)

## ② 評価指標及び数値目標

評価指標(1)：企業間連携による用役コストの低減

数値目標(1)：域内の発生蒸気に占める低コストボイラ発生蒸気比率

毎年度 55.0%以上維持

評価指標(2)：水島港の輸送効率改善による貨物取扱量

数値目標(2)：水島港取扱貨物量(※)÷水島港入港船舶隻数(※)

(※ 総トン2万トン以上の船舶を対象)

54,443t/隻 (R4年度)→63,691t/隻 (R8年度)

評価指標(3)：企業集積によるコンビナートの成長と雇用の確保

数値目標(3)：・水島地区における新規立地企業等の投資額

R4～R8年度の累計で1,000億円

・水島地区における新規立地等による雇用創出数

R4～R8年度の累計で新規雇用数125人

## 3 特定地域活性化事業の名称

本県産業の中核であり、自然災害が少なく、コンパクトな集積が活かせる水島コンビナートにおいて、アジア有数の競争力を持つ「モデルコンビナート」を実現し、企業の海外流出による我が国の産業空洞化を防ぎ、本県の持続的な成長と良質な雇用の確保を図るため、規制の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置等を活用しながら、①高度な企業間連携による高効率・省資源型コンビナートの構築、②水島港の物流機能の強化、③環境・エネルギー分野の国内重要製造拠点（マザー工場）化に係る取組を行っていく。

### ①バーチャル・ワン・カンパニーの実現

・オフガスハイウェイ・水素ハイウェイ広域整備事業

(規制の特例措置(地域活性化総合特別区域ガス融通事業)、別紙2-1【1/3】)

・バーチャル・ワン・カンパニー推進事業

(地域活性化総合特区支援利子補給金、別紙2-4【1/3】)

### ②水島港ハイパーロジスティックス港湾戦略

・水島港ハイパーロジスティックス港湾推進事業

(地域活性化総合特区支援利子補給金、別紙2-4【2/3】)

### ③グリーンイノベーションコンビナート戦略

・回送運行許可番号標及びそれに記載された番号の表示の簡素化事業

(規制の特例措置(回送運行効率化事業)、別紙2-1【2/3】)

・特定経路における道路運送車両法の重量規制の緩和

(規制の特例措置(分割可能貨物輸送効率化事業)、別紙2-1【3/3】)

・グリーンイノベーションコンビナート推進事業

(地域活性化総合特区支援利子補給金、別紙2-4【3/3】)

#### 4 その他地域活性化総合特区における地域の活性化のために必要な事項

(ア) 地域において講ずる措置（別紙2－8）

(イ) 国との協議の結果、現時点で実現可能なことが明らかとなった措置

- ・ 関税法による不開港出入許可手数料の免除

平成24年7月1日から「関税法基本通達」が改正され、水島港に入港しようとする船舶が、積荷の準備等の都合により、一旦不開港に入港（錨泊）しバース待ちをする必要がある場合における不開港出入許可手数料が免除されるという要望の解決に繋がる緩和がなされた。

- ・ 船舶の再入港時のとん税法及び特別とん税法の非課税要件の緩和

平成24年7月1日から「とん税法及び特別とん税法基本通達」が改正（さらに平成31年4月1日に改正）され、水島港が満船のため又は積荷の準備等の都合のため、やむを得ず一時出港した場合において、水島港以外の開港に待機のためのみの目的で一時入港した後、水島港に近接する不開港に一時入港した後、又は水島港の港域外の洋上に待機した後、水島港に再入港する場合のとん税及び特別とん税が非課税になるという要望の解決に繋がる緩和がなされた。

- ・ 港則法による水島港における錨泊利用基準の緩和

平成25年3月13日から「水島港における錨泊基準」が改正され、水島港の一部指定錨地の錨泊基準について、錨泊可能船舶の全長が120mから140mになるという要望の解決に繋がる緩和がなされた。

## 別紙 2-1 <規制の特例措置（地域活性化総合特別区域ガス融通事業）> 【1/3】

### 1 特定地域活性化事業の名称

オフガスハイウェイ水素ハイウェイ広域整備事業

（規制の特例措置（地域活性化総合特別区域ガス融通事業））

### 2 当該特別の措置を受けようとする者

特区内の企業間においてオフガスまたは水素の融通を行う事業者

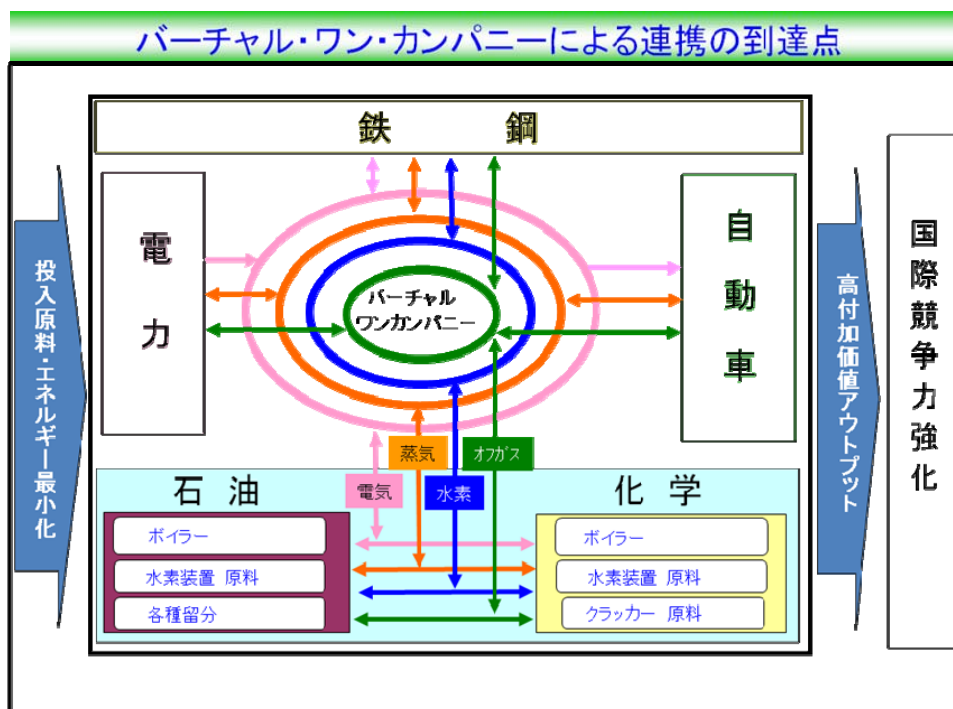
### 3 特定地域活性化事業の内容

#### ① 事業概要

ユーティリティの最適化に向けた低コストボイラの導入などにより余剰となったオフガスを工場間で融通できるように、パイプライン網を整備し、各工場間でオフガス(燃料)利用の最適化を図る。

また、水素をナフサ、LPG等だけでなく、余剰となったオフガスからも製造し、工場間で融通するパイプライン網を整備し、工場間で水素の最適利用を図る。

原燃料・エネルギーにおけるコンビナート連携の到達点は下図のとおりである。



#### ② 事業に関与する主体

水島コンビナート発展推進協議会（立地企業 8 社、岡山県、倉敷市、中国経済産業局、金融機関 3 行で構成） 参画企業等

### ③ 事業が行われる区域

ア 倉敷市の下記地区のうち、都市計画法の規定により工業地域、工業専用地域、臨港地区に指定されている区域

#### 記

水島川崎通一丁目、水島西通一丁目、水島西通二丁目、水島中通一丁目、水島中通二丁目、水島中通三丁目、水島中通四丁目、水島福崎町、水島海岸通一丁目、水島海岸通二丁目、水島海岸通三丁目、水島海岸通四丁目、水島海岸通五丁目、松江一丁目、松江二丁目、松江三丁目、松江四丁目、南畝一丁目、南畝二丁目、南畝三丁目、南畝四丁目、南畝五丁目、南畝六丁目、南畝七丁目、中畝一丁目、潮通一丁目、潮通二丁目、潮通三丁目、児島宇野津、児島塩生、玉島乙島

イ 工場立地法運用例規 1-2-1-3 の規定によりアの区域内の事業所と一の団地と見なされる事業所の区域

ウ 上記ア及びイに隣接する次の埋立区域

[玉島ハーバーアイランド内]

i) 昭和 61 年 12 月 19 日付け岡山県指令港 424 号の免許にかかる埋立区域のうち 2-2-2-2-2-2-2 工区

・倉敷市玉島乙島字新湊 8255 番 10、同 12 地先

[JFE 南側廃棄物埋立地]

ii) 平成 18 年 11 月 21 日付け岡山県指令港第 13 号の免許にかかる埋立区域

・倉敷市水島川崎通一丁目 14 番 1 及び 17 番地先

※ 区域図添付

### ④ 事業の実施期間

平成 24 年～

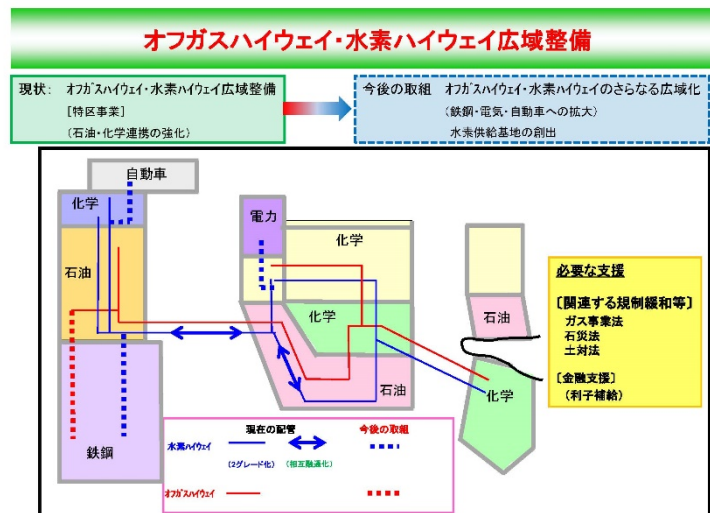
### ⑤ 事業により実現される行為や整備される施設等の詳細

[オフガスハイウェイ]

ユーティリティの最適化に向けた低コストボイラの導入などにより余剰となったオフガスを工場間で融通できるよう整備したパイプライン網を活用し、各工場でもオフガス(燃料)利用の最適化を図る。

[水素ハイウェイ]

水素をナフサ、LPG だけでなく、余剰となったオフガスからも製造し、工場間で融通できるよう整備したパイプライン網を活用し、工場間で水素の最適利用を図る。オフガスから水素を製造することで、これまで水素原料にも利用していたナフサを付加価値の高い石油化学製品の原料として有効利用できる。



⑥ その他

規制の特例措置（地域活性化総合特別区域ガス融通事業）に加え、先進的省エネルギー投資促進支援事業を活用することを予定。

4 当該特別の措置の内容

- ・ 規制の特例措置（地域活性化総合特別区域ガス融通事業）を適用するために必要な内容：
  - 水島コンビナート総合特区区域内の工場においてガスの供給者自らが製造する余剰のガスであって、特区区域内の工場間におけるガス融通であることを前提に、当該融通を行う企業間に密接関連性があるものとみなすこと。
- ・ 特例措置の内容への適合性の判断根拠：
  - 水島コンビナート総合特区内に立地している企業に限定し、特区内の工場間におけるオフガスまたは水素融通であることを適合性の判断根拠とする。



別紙2-1 <規制の特例措置  
(地域活性化総合特別区域ガス融通事業)>  
区域図



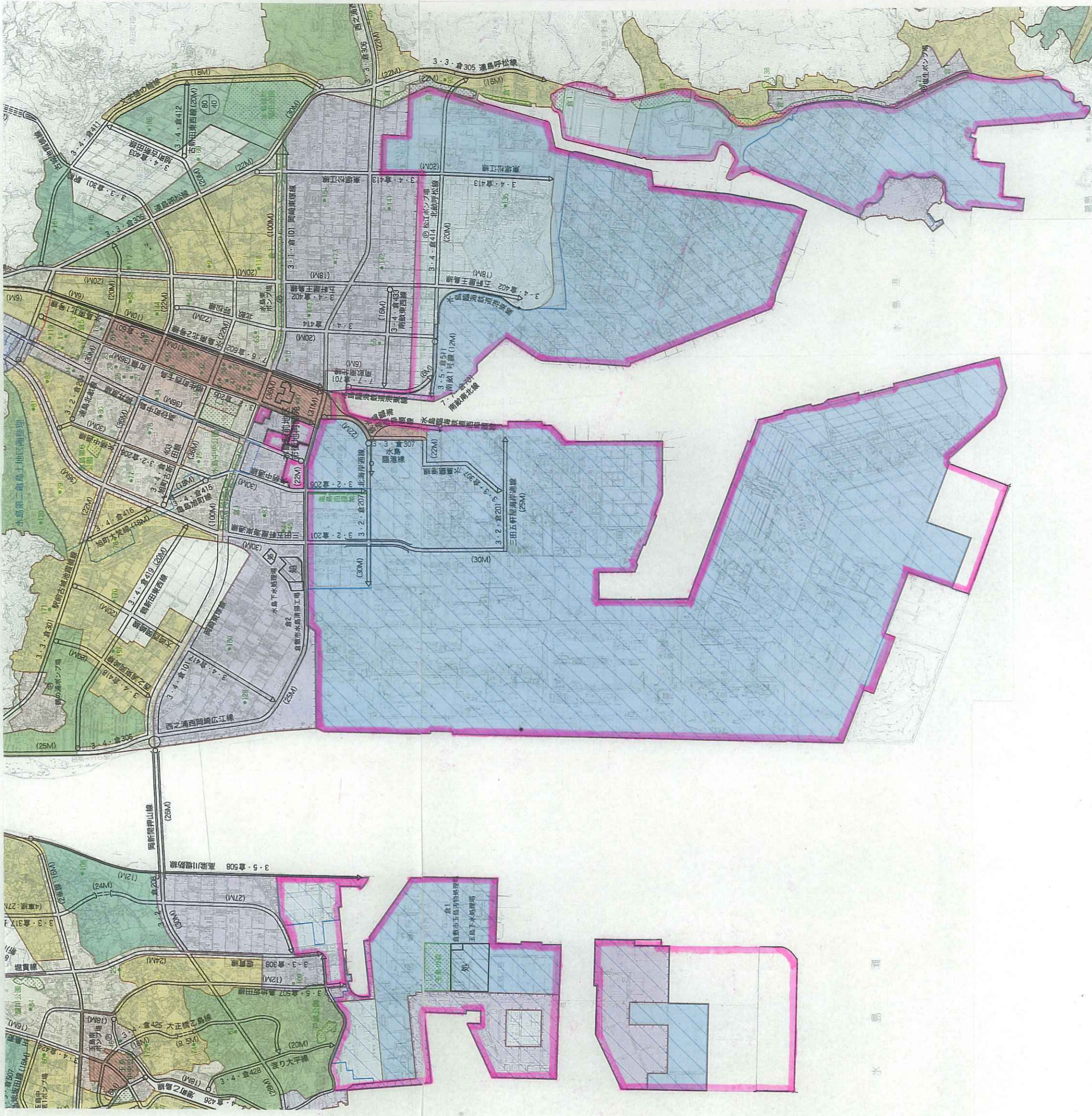
凡例

行政区域	区域
市街化区域	区域
都市計画道路	路
公園・緑地	園
土地地区	理
風致地区	区
防火地区	地
準防火地区	地
高度利用地区	地
特別工業地区	地
臨港地区	地
伝統的建造物群保存地区	区
景観地区	区
地区計画	区
大規模集客施設制限地区	区

注1 都市計画区域は行政区域のうち一部を除く。  
2 防火区域のうち都市計画区域の区域内は、準防火区域です。  
3 市街化区域及び市街化調整区域

用途地域	容積率 高さ
第1種住居専用地域	80/40
第2種住居専用地域	100/50
第1種中高層住居専用地域	100/60
第2種中高層住居専用地域	200/60
第1種住居地域	200/80
第2種住居地域	200/80
近隣商業地域	200/80, 300/80, 400/80
商業地域	200/80, 300/80, 400/80, 500/80, 600/80
準工業地域	200/80
工業地域	200/80
工業専用地域	200/60
用途地域の指定のない区域	100/80, 200/80

上記凡例の第1種住居専用地域(100/50)、近隣商業地域(200/80)、商業地域(200/80)については、図中に容積率、高さの表示を省略しています。





## **別紙 2 - 1 <規制の特例措置（回送運行効率化事業）【2 / 3】>**

### **1 特定地域活性化事業の名称**

回送運行許可番号標及びそれに記載された番号の表示の簡素化事業  
(規制の特例措置 (回送運行効率化事業))

### **2 当該特別の措置を受けようとする者**

三菱自動車工業、または三菱自動車工業から自動車のOEM供給を受けている企業から、特区内での完成車の回送運行業務を委託された企業

### **3 特定地域活性化事業の内容**

#### **① 事業概要**

水島コンビナート総合特区区域内の車両組立工場から埠頭までの特定された経路において、以下の代替措置を講じながら、車両後面の回送運行許可番号標の取り付けを免除された完成車の回送運行を行う。

#### **【代替措置】**

- ・回送経路を特定する。
- ・回送車は隊列を組んで走行する。  
(回送車の先頭車両が必要に応じ低速の走行を行うなど速度の調整をすることにより、隊列を崩さないよう努める。)
- ・回送車の隊列の最後部に、足車(回送車の運転手を運ぶ車)が随走する。
- ・他の通行車両の運転者等へのメッセージとして、足車の後面に、「この車両の前方に番号標の無い回送車両が走行中」の旨、表示する。

#### **② 事業に関与する主体**

三菱自動車工業、または三菱自動車工業から自動車のOEM供給を受けている企業から、特区内での完成車の回送運行業務を委託された企業

#### **③ 事業が行われる区域**

特区区域のうち、以下の道路部。

- i) 玉島地区：倉敷市玉島乙島字新湊 8255 番 11 から臨港道路を經由して倉敷市玉島乙島（玉島外貿 1 号埠頭岸壁及び玉島ハーバーアイランド 4 号埠頭岸壁）に至る道路
- ii) 水島地区：倉敷市水島海岸通一丁目 1 番地、倉敷市水島西通二丁目 1-1、倉敷市水島中通二丁目から市道北海岸通線、同水島西通 8 号線、同三田五軒屋海岸通 5 号線、臨港道路を經由して倉敷市水島海岸通（西公共物揚場）に至る道路

※詳細は別添図1（玉島地区）及び図2（水島地区）のとおり。

④ 事業の実施期間

平成25年～

⑤ 事業により実現される行為や整備される施設等の詳細

完成車を車両組立工場から埠頭へ回送する際、従来の制度では、車両の前後に回送運行許可番号標を表示する必要があったが、規制緩和によって、後面の表示省略が可能となり、コスト削減や、番号標の取付けにより車両が傷つくリスクからの解放が可能となる。

⑥ その他

i) 特定された経路の距離

・玉島地区 約0.7～3.0 km

・水島地区 約1.7～2.5 km

※詳細は別添図1及び2のとおり

ii) 事業が行われる区域の交通量

・玉島地区 554台（測定日時：平成25年1月25日10～12時）

・水島地区 448台（測定日時：平成25年2月12日10～12時）

iii) その他、地域において講じる措置

・経路上の要所に、歩行者を含む他の交通に対して、後面に回送運行許可番号標の表示のない回送車両が走行する道路である旨及び経路図、連絡先を表示した標識を設置する。

#### 4 当該特別の措置の内容

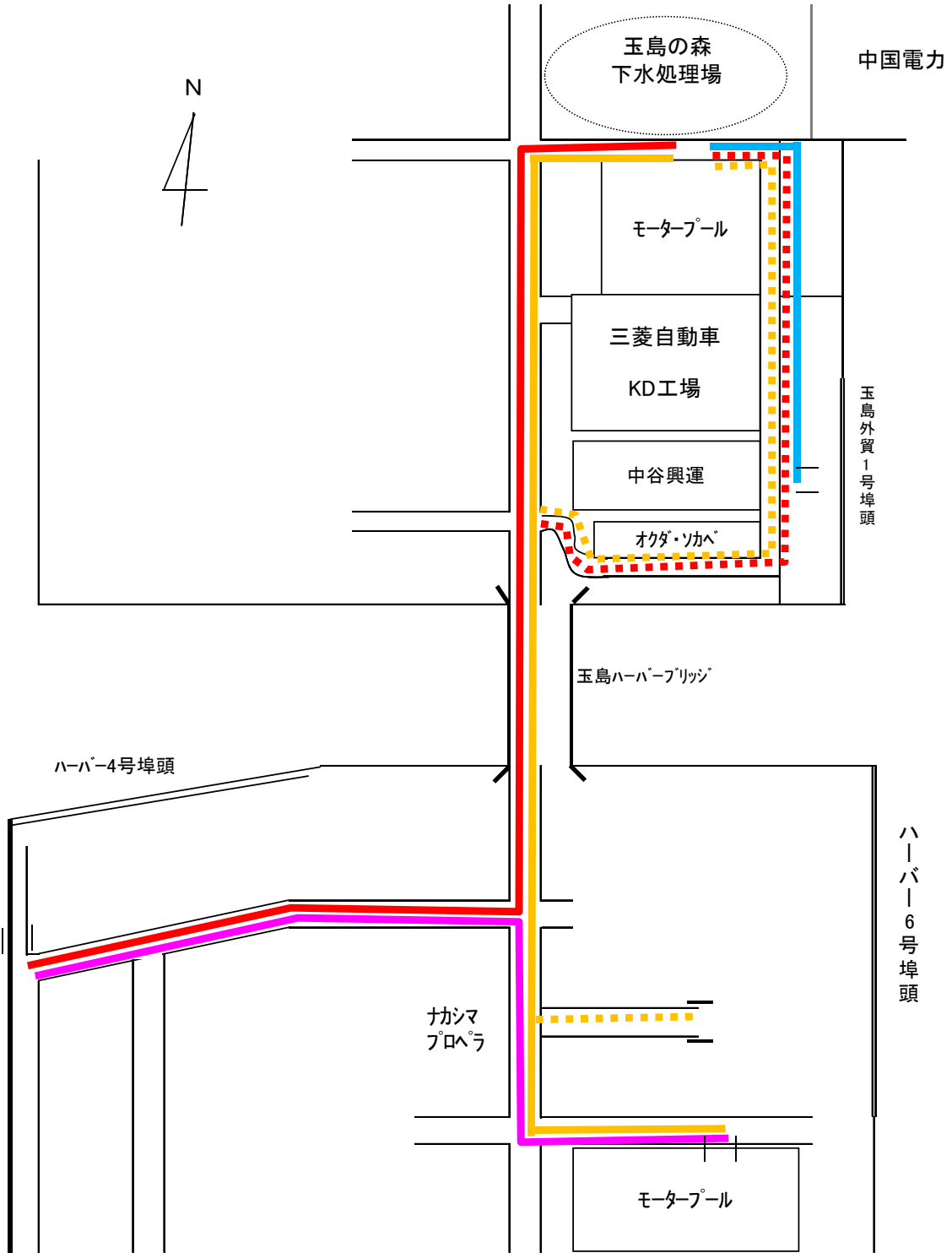
・規制の特例措置（回送運行効率化事業）を適用するために必要な内容：

水島コンビナート総合特区区域内の車両組立工場から埠頭までの特定経路において、上記に示す代替措置を行うことで、車両後面の回送運行許可番号標の取り付けを免除すること。

・特例措置の内容への適合性の判断根拠：

実施主体を水島コンビナート総合特区内に立地している自動車の製造を行う企業や製造元企業にOEM供給を受けている企業から、完成車の回送運行業務を委託された企業に限定し、また、経路の特定及び、代替措置を講ずることで、安全性の担保が可能であることを適合性の判断根拠とする。

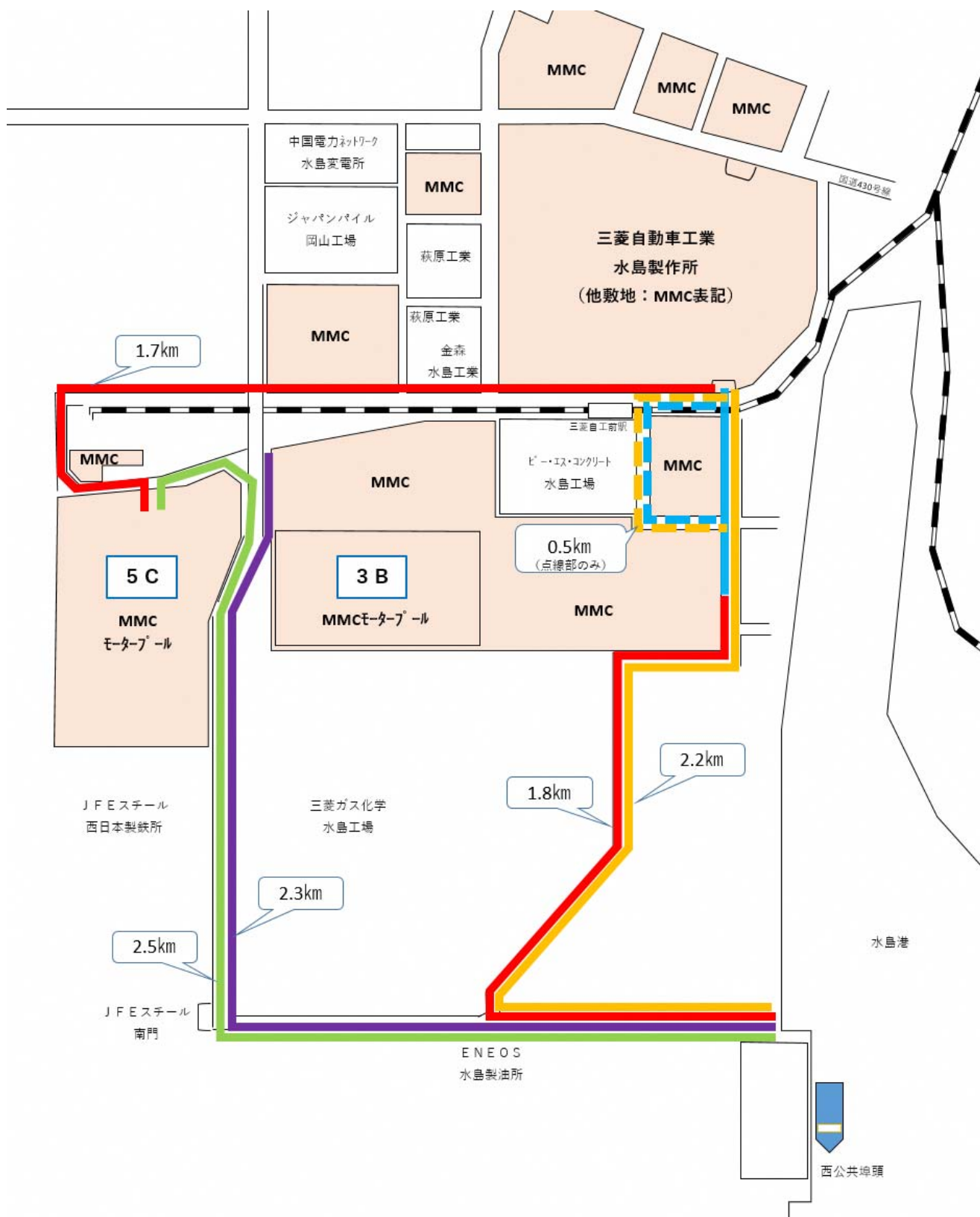
別紙 2 - 1 <規制の特例措置（回送運行効率化事業）> 別添図 1（玉島地区）



- |  |                 |   |
|--|-----------------|---|
|  | 1. 5キロ          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・実線部分…主たる経路</li> <li>・点線部分…主たる経路が使用できない際の経路</li> </ul> |
|  | 2. 1キロ (2. 7キロ) |   |
|  | 2. 4キロ (3. 0キロ) |   |
|  | 0. 7キロ          |   |
- ※( )点線部を通行する場合の距離



別紙 2 - 1 <規制の特例措置（回送運行効率化事業）> 別添図 2（水島地区）



## **別紙 2 - 1 <規制の特例措置（分割可能貨物輸送効率化事業）【3 / 3】**

### **1 特定地域活性化事業の名称**

特定経路における道路運送車両法の重量規制の緩和  
(規制の特例措置（分割可能貨物輸送効率化事業）)

### **2 当該特別の措置を受けようとする者**

J F E スチールの製品の輸送を委託された企業のうち、長大又は超重量で分割不可能な単体物品を輸送することができる構造の車両を有する企業

### **3 特定地域活性化事業の内容**

#### **① 事業概要**

水島コンビナート総合特区区域内の製鉄工場から納品先までの特定された経路において、以下の代替措置を講じることで、道路運送車両の保安基準について、特区内の特定経路に限っては、分割可能な貨物を輸送する場合の車両総重量及び軸重等について単体物品を輸送する場合の車両総重量を限度として緩和された車両で、製品の輸送を行う。

#### **【代替措置】**

- i) 事業者と特定経路を管轄する道路管理者との間で、道路構造等の調査、舗装の維持・修繕、橋梁等の補強を事業者が費用負担して実施することについて協議し同意を得ている。
- ii) 法定協議会である水島コンビナート発展推進協議会において、輸送の観点から講じる安全対策について決議を行い、構成団体が一体となり徹底する。

#### **② 事業に関与する主体**

J F E スチールの製品の輸送を委託された企業のうち、長大又は超重量で分割不可能な単体物品を輸送することができる構造の車両を有する企業

#### **③ 事業が行われる区域**

特区区域のうち、以下の道路部。

- i) 倉敷市水島川崎通一丁目 4-1 (J F E 東門) から市道北海岸通線、同三田五軒屋海岸通 5 号線、同水島西通 6 号線を経由して倉敷市水島西通一丁目 1950、1955 に至る道路
- ii) 倉敷市水島川崎通一丁目 4-1 (J F E 東門) から市道北海岸通線、臨港道路を経由して倉敷市水島海岸通二丁目 1 番地に至る道路
- iii) 倉敷市水島川崎通一丁目 4-1 (J F E 東門) から市道北海岸通線、臨港道路、市道北畝呼松 2 号線、同五軒屋王島線又は同南畝 33 号線を経由して倉敷市南畝六丁目 12-1 に至る道路

※別添図のとおり

④ 事業の実施期間

平成25年～

⑤ 事業により実現される行為や整備される施設等の詳細

大型のコイルやスラブ等の鉄製品を納入先企業へ輸送する際、従来の制度では、分割可能な貨物は、長大又は超重量で分割不可能な単体物品を輸送することができる構造を有する車両であっても、分割可能な貨物を輸送する場合の車両総重量までしか積載することができなかつたが、規制緩和によって、単体物品を輸送する場合の車両総重量までの積載が可能となり、物流コストの削減や、通行車両数の削減による周辺環境への負荷低減が可能となる。

4 当該特別の措置の内容

- ・ 規制の特例措置（分割可能貨物輸送効率化事業）を適用するために必要な内容：

水島コンビナート総合特区区域内の製鉄工場から納入先企業までの特定経路において、上記に示す代替措置を行うことで、分割可能な貨物を輸送する場合の車両総重量及び軸重等について、単体物品を輸送する場合の車両総重量を限度として緩和すること。

- ・ 特例措置の内容への適合性の判断根拠：

実施主体を水島コンビナート総合特区内に立地している企業から製品の輸送を委託され、長大又は超重量で分割不可能な単体物品を輸送することができる構造の車両を有する企業に限定し、また、経路の特定及び、代替措置を講ずることで、安全性の担保が可能であることを適合性の判断根拠とする。



別紙 2 - 1 <規制の特例措置（分割可能貨物輸送効率化事業）> 別添図



## **別紙 2 - 4 <地域活性化総合特区支援利子補給金>【1 / 3】**

### **1 特定地域活性化事業の名称**

バーチャル・ワン・カンパニー推進事業（地域活性化総合特区支援利子補給金）

### **2 当該特別の措置を受けようとする者**

株式会社日本政策投資銀行

株式会社中国銀行

株式会社トマト銀行

### **3 特定地域活性化事業の内容及び特別の措置の内容**

#### a) 特定地域活性化事業（地域活性化総合特区支援貸付事業）の内容

指定金融機関が、総合特区内において、複数企業における、工場で使用する電力・蒸気等のユーティリティの最適化や、パイプライン網の整備によるオフガス・水素の融通による原燃料移送の効率化等、企業間連携によって操業環境の高度化を実現することで、高効率・省資源型コンビナートの構築を目指す「バーチャル・ワン・カンパニー推進事業」を実施する取組に必要な資金を貸し付ける事業を行う。

バーチャル・ワン・カンパニー推進事業を実施する取組については、当該総合特区の政策課題である「高効率・省資源型コンビナートの構築」及びその解決策である「バーチャル・ワン・カンパニーの実現」とも整合している。

#### b) 施行規則第6条に規定する該当事業種別（総合特区支援利子補給金交付要綱別表第2に掲げる対象事業項目）

第4号 新商品、新技術又は新たな役務の開発、企業化等、地域産業の高度化又は地域産業の創出に寄与する事業であって、雇用機会の増大に資するもの

第5号 貨物流通の効率化、円滑化及び適正化に関する事業

## **別紙 2-4 <地域活性化総合特区支援利子補給金>【2/3】**

### **1 特定地域活性化事業の名称**

水島港ハイパーロジスティックス港湾推進事業（地域活性化総合特区支援利子補給金）

### **2 当該特別の措置を受けようとする者**

株式会社日本政策投資銀行

株式会社中国銀行

株式会社トマト銀行

### **3 特定地域活性化事業の内容及び特別の措置の内容**

#### **a) 特定地域活性化事業（地域活性化総合特区支援貸付事業）の内容**

指定金融機関が、総合特区内において、民間投資によるバース整備等、物流機能の強化を進め、水島港を利用する全ての大型船舶が、港湾インフラ等の水島港が持つ港湾機能を最大限活用可能にする「水島港ハイパーロジスティックス港湾推進事業」を実施する取組に必要な資金を貸し付ける事業を行う。

水島港ハイパーロジスティックス港湾推進事業を実施する取組については、当該総合特区の政策課題である「水島港の物流機能強化」及びその解決策である「水島港ハイパーロジスティックス港湾戦略」とも整合している。

#### **b) 施行規則第6条に規定する該当事業種別（総合特区支援利子補給金交付要綱別表第2に掲げる対象事業項目）**

第5号 貨物流通の効率化、円滑化及び適正化に関する事業



## 別紙 2 - 4 <地域活性化総合特区支援利子補給金>【3 / 3】

### 1 特定地域活性化事業の名称

グリーンイノベーションコンビナート推進事業  
(地域活性化総合特区支援利子補給金)

### 2 当該特別の措置を受けようとする者

株式会社日本政策投資銀行  
株式会社中国銀行  
株式会社トマト銀行

### 3 特定地域活性化事業の内容及び特別の措置の内容

#### a) 特定地域活性化事業（地域活性化総合特区支援貸付事業）の内容

指定金融機関が、総合特区内において、リチウムイオン電池や太陽電池等の環境・エネルギー分野の新製品の研究開発から実証、量産に係る設備投資等、タイムリーに高機能・高付加価値製品の技術開発や量産化等を行うための操業環境を整備する「グリーンイノベーションコンビナート環境整備事業」を実施する取組に必要な資金を貸し付ける事業を行う。

グリーンイノベーションコンビナート推進事業を実施する取組については、当該総合特区の政策課題である「コンビナートの持続的発展」及びその解決策である「グリーンイノベーションコンビナート戦略」とも整合している。

#### b) 施行規則第6条に規定する該当事業種別（総合特区支援利子補給金交付要綱別表第2に掲げる対象事業項目）

第4号 新商品、新技術又は新たな役務の開発、企業化等、地域産業の高度化又は地域産業の創出に寄与する事業であって、雇用機会の増大に資するもの

第5号 貨物流通の効率化、円滑化及び適正化に関する事業

## 別紙 2 - 8 <地域において講ずる措置>

### 1. 地域独自の税制・財政・金融上の支援措置

#### 【財政支援】

- ・岡山県大型投資・拠点化促進補助制度

製造工場等補助最大 70 億円、先端的試験研究施設補助最大 2.5 億円、拠点集約補助最大 5 億円を対象としている。

(H17 年より措置／R 3 年度予算額：530,740 千円)

- ・新岡山県企業立地促進補助制度

県内の土地を取得し、新たに製造工場等の建設・操業を行った企業に対し、最大 5 億円を補助。

(H26 年より措置／R 3 年度予算額：802,726 千円)

- ・岡山県本社機能移転促進補助制度

県内に本社機能を移転する設備投資等に対し、最大 5 億円を補助。

(H27 年度より措置／R 3 年度予算額：該当案件がある場合に措置)

- ・岡山県再投資サポート補助制度

既立地企業の操業継続等につながる設備投資に対し、最大 1 億円を補助。

(H28 年より措置／R 3 年度予算額：340,810 千円)

- ・倉敷市企業誘致促進奨励金

一定の要件を満たす大規模工場等の立地に対して、固定資産税・都市計画税・事業所税相当額を 5 年間助成。当初 3 年間 100%、その後 2 年間 50%、限度額なし。

特定業種（新エネルギー、次世代自動車、航空機、国際バルク戦略港湾関連分野に係る業種）を対象とする。

(H17 年より措置／R 3 年度予算額：39 百万円)

- ・倉敷市企業立地促進奨励金

新たに用地を取得し、工場等を設置する事業者に対し、最大 3 億円助成。

(H14 年より措置／R 3 年度予算額：77 百万円)

- ・倉敷市設備投資促進奨励金

工場・研究所の設備の増設・更新等に固定資産税・都市計画税相当額を 3 年間 50%助成。限度額なし。

特定業種（新エネルギー、次世代自動車、航空機、カーボンリサイクル関連分野に係る業種）に関する設備投資に対して、固定資産税・都市計画税相当額を 3 年間助成。限度額なし。

(H18 年より措置／R 3 年度予算額：628 百万円)

- ・倉敷市本社機能移転等促進奨励金

市内に本社、本社機能、研究所、研修施設を移転する場合、又は、市内の本社、本社機能、研究施設、研修施設を強化する場合に、転入・市内新規常用雇用者数等に応じて助成。東京 23 区からの移転の場合は、金額、限度額がそれぞれ 2 倍。

限度額（雇用者数）合計 5 千万円（東京 23 区からの移転の場合は合計 1 億円）。

（H27 年より措置／R 3 年度予算額：2 百万円）

- ・倉敷市国内投資促進奨励金

工場の国内回帰、マザー工場化に関する設備投資に対して、固定資産税・都市計画税相当額を 3 年間助成。限度額合計 5 億円。（R 3 年より措置／該当案件がある場合に措置）

- ・岡山県港湾大規模浚渫（企業）事業

県管理港湾区域内の航路・泊地の維持浚渫のうち、特定の企業が専用的に使用している航路・泊地であり、ある一定の基準を満たす箇所については、企業から負担金を徴収し事業を実施している。（S61 年より措置／該当案件がある場合に措置）

## 2. 地方公共団体の権限の範囲内での規制緩和や地域の独自ルールの設定

### 【規制緩和】

- ・県条例環境アセスメント手続きの迅速化(既存データ活用、現地調査前倒し実施を認めた)  
(地域独自の規制の緩和)
- ・企業間連携事業における環境規制枠の弾力的運用(企業連携による共同施設設置における環境規制枠の扱いについて、公害防止協定排出規制枠の範囲内で企業間の持ち寄り運用を可能にした)(地域独自の規制の緩和)
- ・県条例により工場立地法に規定する緑地面積率を 20%から 10%に、環境施設面積率を 25%から 15%に緩和 (工場立地法の規制に対する緩和措置)

## 3. 地方公共団体等における体制の強化

- ・コラボMM（コラボミーティング水島）の設置（H22 年 6 月）  
水島コンビナート発展推進協議会の事務局（岡山県、倉敷市）のブレイク機能を果たし、企業の枠を超えて、競争力強化の取組を議論する 8 社の有志で構成する会
- ・総合特区推進強化のため、平成 23 年 1 月から岡山県専任職員を増員し、2 名体制としている。

## 4. その他の地域の責任ある関与として講ずる措置

- ・水島コンビナート国際競争力強化ビジョン(H19 年 11 月策定)  
水島コンビナート立地企業 8 社、岡山県、倉敷市、中国経済産業局で構成した「水島コンビナート競争力強化検討委員会」において、「アジア有数の競争力を持つコンビナート」をビジョ

ンに掲げ、物流、エネルギー、保安、環境、リサイクル、人材育成の6分野について競争力強化に資する産学官連携による取組計画をまとめ、現在、実施しているところである。

- ・倉敷市水島コンビナート活性化検討会（H17年8月設立）

水島コンビナート立地企業7社と倉敷市で組織。市の産業の基幹となる水島コンビナートの活性化に向けて広く協議し、地域産業の発展に寄与することを目的とする。既存企業の競争力強化に向けた市の支援策の検討や、住民のコンビナートの理解促進のための教材づくりなどを行ってきた。

### 別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

対象事業名	《地域活性化総合特別区域ガス融通事業》別紙2—1 関係
これまでの調整状況	水島コンビナート発展推進協議会において、コンビナート全体を一つの企業（バーチャル・ワン・カンパニー）と見なすことで、企業毎の法規制を緩和し、企業間の高度連携の実現による高効率・省資源型コンビナートを構築することを決めた。その構築手段としてガス事業法の特定供給要件の緩和によるオフガスハイウェイ・水素ハイウェイ広域整備事業計画を策定した。
特定する方法	水島コンビナート総合特区内に立地し、特区内で事業所間におけるオフガス、水素の融通を行う企業を対象とする。
今後の予定	水島コンビナート総合特区内に立地し、特区内で事業所間におけるオフガス、水素の融通を行う企業があれば随時対象とする。



### 別添 3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

対象事業名	《回送運行効率化事業》別紙 2—1 関係
これまでの調整状況	自動車の製造を行う企業や製造元企業に OEM 供給を受けている企業により、完成車の回送に係るコスト削減を目的として、競争入札で回送運行業者の選定が行われ、委託による運行が行っている。
特定する方法	水島コンビナート総合特区内に立地し、特区内で、三菱自動車工業、または三菱自動車工業から自動車の OEM 供給を受けている企業から、完成車の回送運行業務を委託された企業を対象とする。
今後の予定	水島コンビナート総合特区内に立地し、特区内で三菱自動車工業、または三菱自動車工業から自動車の OEM 供給を受けている企業から、完成車の回送運行業務を委託された企業を、必要に応じて随時対象とする。

### 別添 3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

対象事業名	《分割可能貨物輸送効率化事業》別紙 2—1 関係
これまでの調整状況	J F E スチールの製品の輸送については、安全や品質保証及び料金等について J F E で定めた基準を満たす輸送が可能な企業を選定し、委託による運行が行われている。
特定する方法	水島コンビナート総合特区内の特定経路において J F E スチールの製品の輸送を委託された企業のうち、長大又は超重量で分割不可能な単体物品を輸送することができる構造の車両を有する企業を対象とする。
今後の予定	水島コンビナート総合特区内の特定経路において J F E スチールの製品の輸送を委託された企業のうち、分割可能な貨物を輸送する場合の車両総重量及び軸重等について単体物品を輸送する場合の車両総重量等を限度として緩和された車両を有する企業を、必要に応じて随時対象とする。

## 別添 6 地域協議会の協議の概要

地域協議会の名称	水島コンビナート発展推進協議会
地域協議会の設置日	平成23年6月6日
地域協議会の構成員	旭化成(株)、ENEOS(株)、(株)クラレ、中国電力(株)、三菱ケミカル(株)、三菱ガス化学(株)、三菱自動車工業(株)、岡山県、倉敷市、中国経済産業局、(株)日本政策投資銀行、(株)中国銀行、(株)トマト銀行
協議を行った日	<p>H22. 6. 30 総合特区検討WG (水島コンビナート競争力強化検討委員会に総合特区検討WGを設置)</p> <p>H22. 9. 2 総合特区検討WG</p> <p>H22. 9. 10 総務・企画部会 (総合特区制度創設に係るアイデア募集への応募について協議)</p> <p>H22. 10. 19 総合特区検討WG</p> <p>H22. 11. 1 総合特区検討WG</p> <p>H22. 11. 15 総合特区検討WG</p> <p>H22. 11. 26 競争力強化検討委員会 (特区申請に向けた今後の取組を協議)</p> <p>H22. 12. 6 総合特区検討WG</p> <p>H22. 12. 16 総合特区検討WG</p> <p>H23. 1. 27 総合特区検討WG</p> <p>H23. 2. 15 総合特区検討WG</p> <p>H23. 2. 28 総合特区検討WG</p> <p>H23. 3. 15 総務・企画部会 (WGでの検討内容、地域協議会設置について協議)</p> <p>H23. 3. 30 競争力強化検討委員会 (特区申請内容、地域協議会設置について協議)</p> <p>H23. 5. 6 総合特区検討WG</p> <p>H23. 5. 17 総合特区検討WG</p> <p>H23. 6. 6 競争力強化検討委員会 (水島コンビナート競争力強化検討委員会を「水島コンビナート発展推進協議会」に改称し、総合特区法に規定する地域協議会として位置づけることを決議)</p> <p>H23. 6. 7 総合特区検討WG</p> <p>H23. 6. 10 総合特区検討WG</p>

H23. 7. 19	総合特区検討WG
H23. 7. 28	総合特区検討WG
H23. 8. 8	総合特区検討WG
H23. 8. 19	総合特区検討WG
H23. 8. 26	水島コンビナート発展推進協議会開催 (第1回地域協議会と位置づけ)
H23. 8. 30	総合特区検討WG
H23. 9. 1	総合特区検討WG
H23. 9. 13	総合特区検討WG
H23. 9. 17	総合特区検討WG
H23. 9. 26	水島コンビナート発展推進協議会開催(第2回地域協議会)
H23. 11. 1	総合特区検討WG
H23. 11. 9	総合特区検討WG
H23. 11. 16	総合特区検討WG
H23. 12. 19	総合特区検討WG
H23. 12. 28	総合特区検討WG
H24. 1. 10	総合特区検討WG
H24. 1. 23	総合特区検討WG
H24. 2. 15	水島コンビナート発展推進協議会開催(第3回地域協議会)
H24. 2. 27	総合特区検討WG
H24. 3. 9	総合特区検討WG
H24. 3. 15	総合特区検討WG
H24. 3. 27	総合特区検討WG
H24. 4. 11	総合特区検討WG
H24. 4. 24	総合特区検討WG
H24. 5. 9	総合特区検討WG
H24. 5. 22	総合特区検討WG
H24. 6. 7	総合特区検討WG
H24. 6. 7	水島コンビナート発展推進協議会開催(第4回地域協議会)
H24. 6. 9	総合特区検討WG
H24. 7. 3	総合特区検討WG
H24. 7. 18	総合特区検討WG
H24. 7. 30	総合特区検討WG
H24. 8. 10	総合特区検討WG
H24. 8. 14	総合特区検討WG

H24. 8. 28	水島コンビナート発展推進協議会開催（第5回地域協議会）
H24. 8. 29	総合特区検討WG
H24. 9. 18	総合特区検討WG
H24. 9. 25	総合特区検討WG
H24. 10. 2	総合特区検討WG
H24. 10. 15	総合特区検討WG
H24. 10. 23	総合特区検討WG
H24. 11. 28	総合特区検討WG
H24. 12. 19	総合特区検討WG
H25. 1. 29	総合特区検討WG
H25. 2. 5	総合特区検討WG
H25. 3. 18	水島コンビナート発展推進協議会開催（第6回地域協議会）
H25. 4. 18	総合特区検討WG
H25. 5. 15	総合特区検討WG
H25. 6. 11	水島コンビナート発展推進協議会開催（第7回地域協議会）
H25. 6. 26	総合特区検討WG
H25. 7. 5	水島コンビナート発展推進協議会開催（第8回地域協議会）
H25. 7. 26	総合特区検討WG
H25. 8. 26	総合特区検討WG
H25. 10. 2	総合特区検討WG
H25. 10. 31	総合特区検討WG
H25. 11. 25	総合特区検討WG
H25. 12. 25	総合特区検討WG
H26. 1. 10	総合特区検討WG
H26. 1. 29	総合特区検討WG
H26. 2. 26	総合特区検討WG
H26. 3. 3	水島コンビナート発展推進協議会開催（第9回地域協議会）
H26. 3. 26	総合特区検討WG
H26. 4. 24	総合特区検討WG
H26. 6. 3	総合特区検討WG
H26. 6. 11	水島コンビナート発展推進協議会開催（第10回地域協議会）
H26. 7. 1	総合特区検討WG
H26. 7. 9	水島コンビナート発展推進協議会開催（第11回地域協議会）
H26. 7. 31	総合特区検討WG
H26. 8. 28	総合特区検討WG



H26. 9. 29	総合特区検討WG
H26. 11. 4	総合特区検討WG
H26. 12. 2	総合特区検討WG
H26. 12. 16	総合特区検討WG
H27. 1. 26	総合特区検討WG
H27. 2. 23	総合特区検討WG
H27. 3. 26	総合特区検討WG
H27. 4. 20	総合特区検討WG
H27. 6. 4	総合特区検討WG
H27. 6. 8	水島コンビナート発展推進協議会開催（第12回地域協議会）
H27. 7. 1	総合特区検討WG
H27. 7. 10	水島コンビナート発展推進協議会開催（第13回地域協議会）
H27. 7. 30	総合特区検討WG
H27. 8. 24	総合特区検討WG
H27. 9. 30	総合特区検討WG
H27. 10. 26	総合特区検討WG
H27. 11. 26	総合特区検討WG
H27. 12. 22	総合特区検討WG
H28. 1. 26	総合特区検討WG
H28. 2. 23	総合特区検討WG
H28. 3. 25	総合特区検討WG
H28. 4. 19	総合特区検討WG
H28. 5. 27	総合特区検討WG
H28. 6. 6	水島コンビナート発展推進協議会開催（第14回地域協議会）
H28. 6. 23	総合特区検討WG
H28. 7. 1	水島コンビナート発展推進協議会開催（第15回地域協議会）
H28. 7. 22	総合特区検討WG
H28. 8. 22	総合特区検討WG
H28. 9. 26	総合特区検討WG
H28. 10. 27	総合特区検討WG
H28. 11. 28	総合特区検討WG
H28. 12. 22	総合特区検討WG
H29. 1. 11	水島コンビナート発展推進協議会開催（第16回地域協議会）
H29. 1. 26	総合特区検討WG
H29. 2. 21	総合特区検討WG

H29. 3.23	水島コンビナート発展推進協議会開催（第17回地域協議会）
H29. 3.28	総合特区検討WG
H29. 4.24	総合特区検討WG
H29. 5.22	総合特区検討WG
H29. 5.30	水島コンビナート発展推進協議会開催（第18回地域協議会）
H29. 6.23	総合特区検討WG
H29. 7.11	水島コンビナート発展推進協議会開催（第19回地域協議会）
H29. 7.19	総合特区検討WG
H29. 8.23	総合特区検討WG
H29. 9.26	総合特区検討WG
H29.10.12	水島コンビナート発展推進協議会開催（第20回地域協議会）
H29.10.25	総合特区検討WG
H29.11.20	総合特区検討WG
H29.12.20	総合特区検討WG
H30. 1.23	総合特区検討WG
H30. 2.20	総合特区検討WG
H30. 3.26	総合特区検討WG
H30. 4.24	総合特区検討WG
H30. 5.22	総合特区検討WG
H30. 5.24	水島コンビナート発展推進協議会開催（第21回地域協議会）
H30. 6.26	総合特区検討WG
H30. 6.29	水島コンビナート発展推進協議会開催（第22回地域協議会）
H30. 8.28	総合特区検討WG
H30. 9.27	総合特区検討WG
H30. 9.28	水島コンビナート発展推進協議会開催（第23回地域協議会）
H30.10.23	総合特区検討WG
H30.11.27	総合特区検討WG
H30.12.18	総合特区検討WG
H31. 1.22	総合特区検討WG
H31. 2.19	総合特区検討WG
H31. 3.26	総合特区検討WG
H31. 4.23	総合特区検討WG
R 1. 5.16	水島コンビナート発展推進協議会開催（第24回地域協議会）
R 1. 6.27	総合特区検討WG
R 1. 7. 2	水島コンビナート発展推進協議会開催（第25回地域協議会）

	<p>R 1. 7.23 総合特区検討WG</p> <p>R 1. 8.27 総合特区検討WG</p> <p>R 1. 9.27 総合特区検討WG</p> <p>R 1.10.29 総合特区検討WG</p> <p>R 1.11.26 総合特区検討WG</p> <p>R 1.12.25 総合特区検討WG</p> <p>R 2. 1.28 総合特区検討WG</p> <p>R 2. 2.18 総合特区検討WG</p> <p>R 2. 3.26 総合特区検討WG</p> <p>R 2. 5.11 水島コンビナート発展推進協議会開催（第26回地域協議会）</p> <p>R 2. 6.30 総合特区検討WG</p> <p>R 2. 8. 4 水島コンビナート発展推進協議会開催（第27回地域協議会）</p> <p>R 2. 8.25 総合特区検討WG</p> <p>R 2. 9.28 総合特区検討WG</p> <p>R 2.10.27 総合特区検討WG</p> <p>R 2.11.24 総合特区検討WG</p> <p>R 2.12.22 総合特区検討WG</p> <p>R 3. 2.16 総合特区検討WG</p> <p>R 3. 3.26 総合特区検討WG</p> <p>R 3. 4.20 総合特区検討WG</p> <p>R 3. 5.25 総合特区検討WG</p> <p>R 3. 5.26 水島コンビナート発展推進協議会開催（第28回地域協議会）</p> <p>R 3. 6.29 総合特区検討WG</p> <p>R 3. 7. 9 水島コンビナート発展推進協議会開催（第29回地域協議会）</p> <p>R 3. 7.27 総合特区検討WG</p> <p>R 3. 8.24 総合特区検討WG</p> <p>R 3. 9.28 総合特区検討WG</p> <p>R 3.10.26 総合特区検討WG</p> <p>R 3.11.16 総合特区検討WG</p> <p>R 3.12.21 総合特区検討WG</p> <p>R 4. 1.21 水島コンビナート発展推進協議会開催（第30回地域協議会）</p>
協議会の意見の概要	<p>（第1回）H23.8.26</p> <p>1 ハイパーロジスティックス港湾戦略の現在の評価指標及び数値目標の案について、デリケートな部分でもあるので協議させてもらいたい。（企業）</p>

- 2 水島コンビナートと世界のコンビナートと比較した場合、用役コスト、広域パイプライン、規制緩和の部分で劣っている。(企業)  
(第2回) H23.9.26
- 3 関係地方自治体として参加した香川県から、申請書の内容について、香川県が事前に提示した意見を反映したものになっており、特段問題は無いとの意見があった。
- 4 岡山県が示した申請書案で、特区指定申請を提出することについて、全会一致で合意した。
- 5 水島のさらなる発展のために各企業が連携して総合特区の指定に向けて協力していきたい。  
(第3回) H24.2.15
- 6 特区申請で提案している規制緩和を実現するため、構成団体が一丸となり取り組みを推進していきたい。  
(第4回) H24.6.7
- 7 日本政策投資銀行、中国銀行、トマト銀行の地域協議会加入を協議  
(第5回) H24.8.28
- 8 岡山県が示した計画書案で、特区計画認定申請を提出することについて、全会一致で合意した。  
(第6回) H25.3.18
- 9 岡山県が示した計画書案で、特区計画認定申請を提出することについて、全会一致で合意した。  
(第7回) H25.6.11
- 10 平成24年度地域活性化総合特別区域評価書(案)について書面協議  
(第8回) H25.7.5
- 11 総合特区の取組状況などについて協議  
(第9回) H26.3.3
- 12 総合特区制度を活用した新たな規制緩和の提案について書面協議  
(第10回) H26.6.11
- 13 平成25年度地域活性化総合特別区域評価書(案)について書面協議  
(第11回) H26.7.9
- 14 総合特区の取組状況、水素利活用研究会の設置などについて協議  
(第12回) H27.6.8
- 15 平成26年度地域活性化総合特別区域評価書(案)について書面協議  
(第13回) H27.7.10
- 16 総合特区、水素利活用研究会の取組状況などについて協議

	(第 14 回) H28. 6. 6
17	平成 27 年度地域活性化総合特別区域評価書 (案) について書面協議 (第 15 回) H28. 7. 1
18	総合特区の取組状況、新たな総合特区計画の作成などについて協議 (第 16 回) H29. 1. 11
19	新たな地域活性化総合特別区域計画認定申請について書面協議 (第 17 回) H29. 3. 23
20	総合特区制度を活用した新たな規制緩和の提案について書面協議 (第 18 回) H29. 5. 30
21	平成 28 年度地域活性化総合特別区域評価書 (案) について書面協議 (第 19 回) H29. 7. 11
22	総合特区の取組状況などについて協議 (第 20 回) H29. 10. 12
23	総合特区制度を活用した新たな規制緩和の提案について書面協議 (第 21 回) H30. 5. 24
24	平成 29 年度地域活性化総合特別区域評価書 (案) について書面協議 (第 22 回) H30. 6. 29
25	総合特区の取組状況などについて協議 (第 23 回) H30. 9. 28
26	総合特区制度を活用した新たな規制緩和の提案について書面協議 (第 24 回) R1. 5. 16
28	平成 30 年度地域活性化総合特別区域評価書 (案) について書面協議 (第 25 回) R1. 7. 2
29	総合特区の取組状況などについて協議 (第 26 回) R2. 5. 11
29	令和元年度地域活性化総合特別区域評価書 (案) について書面協議 (第 27 回) R2. 8. 4
29	総合特区の取組状況などについて協議 (第 28 回) R3. 5. 26
30	令和 2 年度地域活性化総合特別区域評価書 (案) について書面協議 (第 29 回) R3. 7. 9
31	総合特区の取組状況などについて協議 (第 30 回) R4. 1. 21
32	新たな地域活性化総合特別区域計画認定申請について書面協議



意見に対する対応	<p>1については、意見を踏まえ、再検討することとなった。</p> <p>2については、世界のコンビナートと比べて遜色のない水準に整備し、競争力を強化するため、各事業や規制緩和の内容等について改めて各ワーキンググループで検討を行った。</p> <p>3～6については、特に対応なし。</p> <p>7については、全会一致で加入を承認した。</p> <p>8～32については、特に対応なし。</p>
----------	--